



覚 書

1 1 - 2 2 0 1
保 警 一 第 1 0 号
平成 1 1 年 1 月 1 8 日

水 産 庁 資 源 管 理 部 管 理 課 長 石 木 俊 治



海 上 保 安 庁 警 備 救 難 部 警 備 第 一 課 長 牛 島



水産庁及び海上保安庁は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定に際し、下記のとおり了解する。

記

1. 水産庁及び海上保安庁は、
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び同法施行令（以下「E Z 漁業法令」という。）に基づく取締り等を行う。
2. [Redacted] 水産庁は、必要に応じ、漁業者等関係者に対して対外的な説明を図ることとする。
3. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]